# 裁　決　書

審査請求人
[redacted]

審査請求人代理人
[redacted]

処分庁
[redacted]市福祉事務所長

上記審査請求人が令和２年５月２２日に提起した、上記処分庁による生活保護法第２４条第３項の規定に基づく保護申請却下決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主　文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第１　事案の概要

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２４条第３項の規定に基づく保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

２　事案の経緯等

⑴　審査請求人は、単身世帯で、[redacted]市内の借家（以下「本件借家」という。）で生活していたが、令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日、脳梗塞で倒れ[redacted]病院に救急搬送された。

⑵　審査請求人は、同年９月１８日、[redacted]県にある[redacted]病院（以下「本件病院」という。）に転院した。

⑶　審査請求人の長女である[redacted]（以下「代理人」という。）は、同年１０月２８日、処分庁に生活保護の相談を行った。

その後、令和２年１月２９日まで、本件病院及び代理人から生活保護の適用について、問合せや連絡があったが生活保護申請には至らなかった。

⑷　同年２月２７日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護の開始を申請（以下「本件申請」という。）した。

この際、処分庁は、不動産業者に本件借家の状況を確認したところ、審査請求人が家賃を７か月間滞納しており、全額支払われれば検討の余地もあるが、審査請求人の所在も分からず裁判所に明渡請求の手続を進めているとのことであった。

⑸　同年[redacted]月[redacted]日、処分庁は本件申請を却下する本件処分を行った。

⑹　審査請求人は、同年５月２２日、埼玉県知事に対し本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第２　審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

処分庁は、審査請求人の[redacted]市における生活の実態が確認できず、本件借家が帰来先となり得ないため本件処分を行ったとしている。しかし、審査請求人は令和元年８月から病気療養中であり、リハビリを行えば元の生活に戻る可能性が高く、そのために家族がいる[redacted]に行く必要があった。今後入所するリハビリの施設も決まり、保護決定を待つのみであったが却下されてしまった。家族に経済的な余裕はなく、審査請求人を施設に自費で入居させることはできない。また、審査請求人は埼玉県内で再度看護師として働くことを希望しており、その可能性を潰されるような決定であるから、憲法１３条の規定に違反しており違法である。

２　処分庁の主張

本件審査請求の争点は、処分庁に保護の実施責任があったか否かという点にあるが、入院後６か月以上経過しており、退院のめどもなく、家賃も不払いのまま家財を保管している状況とは言い難いため、居住地保護を適用することは適正でなく、本件処分は適法である。

申請前の問合せの段階では、入院から６か月を経過しておらず、今後の見立てで３か月以内に住所地（本件借家）への退院が見込まれれば住宅扶助の適用も可能であり、居住地保護の対応も取れると判断した（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付け社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４（１）エ（ア））。しかしながら、申請までに相当期間を要してしまった今回の事案は、相談者が遠隔地にあったため起こってしまったとも考えられる。生活保護業務は、相談者の状況を実地で確認することにより、他法他施策を含めて自立に向けた利用し得る福祉サービスを速やかに提供する必要がある。生活保護の相談があった場合、申請前に訪問することも可能であるが、今回は遠隔地であったことで調査権がないまま申請前の訪問を実施することが難しかった。そのため、現在地保護についても丁寧に説明してきたが、相談から申請までに時間が掛かりすぎたことで処分庁

での保護の適用が困難となってしまった。生活保護法は憲法第２５条の理念に基づき適用するものであって、本件のような事態にならないように現在地保護の取扱いがあり、処分庁においてもやむを得ない判断である。

第３　理由

１　本件に係る法令等の規定について

⑴　保護の開始を申請する者は、必要事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならず（法第２４条第１項）、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされている（同条第３項）。

また、決定通知の書面には、決定の理由を付さなければならないとされている（同条第４項）。

⑵　法第１９条第１項は、都道府県知事、市長その他の保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（第１号）及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（第２号）に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定している。

⑶　「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付け厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第２は、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合の「居住地」とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとされ、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のう

え、その場所を居住地として認定することと規定している。

(4) 局長通知第2の1は、居住地のない入院患者については、原則としてその現在地である当該医療機関の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合にはそれぞれ当該各号によることとしており、その(2)において、入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うと規定している。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 審査請求人は、リハビリをすれば元の生活に戻る可能性が高いとして（審査請求書）、本件借家に戻り一人暮らしを再開し、再度看護師として働くことを希望しており、処分庁が審査請求人に対する保護の実施責任があると主張している。しかし、審査請求人は令和元年9月から本件病院に入院しており、令和2年2月の本件申請時点において本件借家に帰来するめどが立っていなかった（乙第4号証）。また、代理人及び本件病院は、審査請求人には脳梗塞の後遺症があり、高次脳機能障害による左側空間無視、計算ができない等の症状があるため単身生活は困難である（乙第1号証、乙第4号証）と説明している。さらに、本件借家については、本件申請時点において、家賃が7か月間滞納されており、管理会社が本件借家の明渡訴訟の手続を進めていることから（乙第4号証）、審査請求人が帰来できなくなる可能性が高い。

こうした事実から、本件借家が次官通知第2にいう「現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される」場所であるとは認められず、本件借家を「居住地」と認定することはできない。また、居住地のない入院患者については、局長通知第2の

１の⑵において「入院前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院前の居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負う」とされているが、上記の事実から、審査請求人が「退院後必ずその地域に居住することが予定されている」とは言えず、そうすると、局長通知第２の１の原則どおり、本件申請時点では、その現在地である本件病院の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うものと認められることから、処分庁に保護の実施責任は生じないものと解される。

以上のことから、本件借家を居住地として保護を実施することは適正でないとして処分庁に保護の実施責任はないとした処分庁の判断は合理的であり、本件申請を却下することとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

⑵　本件処分における理由付記の違法性について

本件処分は、法第２４条第３項の規定に基づく保護申請却下決定であることから、同条第４項により決定通知に決定の理由を付さなければならない。

法第２４条第４項が決定の理由を付さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、決定の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであると解される。そして、同項に基づいてどの程度の理由を付記すべきかは、上記のような同項の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合的に考慮してこれを決定すべきである。

また、保護の決定通知書の決定理由の付記に関する厚生労働省の見解として、平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」の問１０－１４「決定通知書の決定理由」があるが、

それによれば、「個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」とされている。

以上の見地に立って本件処分を見ると、本件処分の通知書の「1　却下の理由」の欄には、「当市における生活の実態が確認できず、主宅が帰来先となり得ないため、生活保護申請を却下します」と記載されている。

本件処分は、本件借家が法第１９条第１項及び次官通知第２に規定する「居住地」には該当せず、かつ審査請求人が退院後必ず入院前の居住地と同一管内地域に居住することが予定されている場合（局長通知第２の１(2)）にも該当しないため、処分庁に保護の実施責任がないことから、法第２４条第３項の規定に基づき行われたものである。

上記の本件処分の通知書の理由の記載には、本件借家が「居住地」に該当せず、かつ審査請求人が退院後必ず入院前の居住地と同一管内地域に居住することが予定されている場合にも該当しないと処分庁が判断した根拠が示されていないが、これでは処分庁の判断過程が明らかでなく行政庁の慎重な考慮の機会が十分に確保されているとはいえず、また、保護の実施責任の所在について審査請求人が効果的な主張及び立証をする機会を逸してしまう結果となる。

したがって、本件処分の通知書の理由の記載は、行政庁の慎重考慮、恣意抑制の趣旨及び名宛人の不服申立ての便宜をいずれも損なうものであるから、法第２４条第４項に定める理由の付記として不十分というべきであり、本件処分は、法第２４条第４項に違反する違法な処分であり、取消しを免れない。

3　主文が審理員意見書と異なることとなった理由

審理員意見書では、上記２(1)の他、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断されたが、本件処分における理由付記の違法性について上記２(2)のとおり判断するためである。

第４　結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第４６条第１項の規定により主文のとおり裁決する。

令和３年２月２５日

審査庁　埼玉県知事　大　野　元　裕